

長野県告示第153号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成25年3月25日

長野県知事 阿部 守一

1 施行者の名称

佐久市

2 都市計画事業の種類及び名称

佐久都市計画下水道事業 佐久市公共下水道

3 事業施行期間

昭和49年3月11日から

平成31年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和49年長野県告示第133号、昭和54年長野県告示第265号、昭和57年長野県告示第101号、昭和59年長野県告示第849号、昭和62年長野県告示第187号、平成元年長野県告示第207号、平成4年長野県告示第452号、平成7年長野県告示第809号、平成12年長野県告示第315号、平成15年長野県告示第231号及び平成21年長野県告示第310号の事業地に長野県佐久市岩村田字押出し、字西一里塚、字一里塚並びに常田字東池下、字鍛冶田、字家地頭、字南道満、字新海、字堰添並びに塚原字小更、字駿河塚、字大豆塚、字砂原、字四ツ谷、字屋敷、字丸山、字久保田、字龍子田、字常木、字常木下、字北裏、字関上、字関添、字堰下、字宮の前、字砂畑、字長塚、字小太郎塚、字前田、字堰添、字古屋敷、字志茂田、字藤の木、字姫子石、字下荒町、字野岸、字飯森塚、字東屋敷、字北浦、字西屋敷、字土手下、字寺脇、字横マクリ、字金山田、字鈴の免、字久弥下、字四つ子、字南堰添、字大天白、字伊勢塚、字立石、字道添、字道裏、字屋敷添上並びに根々井字古仁田並びに長土呂字上北原、字鞍骨、字大豆田、字金井、字三貫畑、字上大豆塚、字下大豆塚並びに鳴瀬字長井並びに平塚字一里塚、字莊山、字駿河塚、字屋敷裏、字柳原、字屋敷、字屋敷前、字欠塚、字六反田、字矢殿並びに瀬戸字馬瀬口、字大法師、字鷺の宮、字宮の脇、字城、字屋地原、字千香坊、字水口田、字屋敷添、字泓、字西屋敷、字八反田、字中屋敷、字中反、字田中屋敷、字前田、字東前田、字橋詰、字宮前、字反田、字大サ田、字穀中瀬並びに平賀字砂田並びに原字伊勢宮並びに小宮山字杉の木並びに田口字五箇、字山腰並びに下小田切字田中を加え、岩村田字松の木、字下砂田、字西芝間並びに小田井字下金井並びに塚原字濁並びに根々井字塚田、字鎌始メ並びに長土呂字菱林、字南上北原、字入高山、字西近津、字森下、字上仲田、字仲田並びに下平尾字六間並びに猿久保字野馬窪、字屋敷添、字仲田並びに新子田字東内池、字内池、字北野馬久保、字野馬久保並びに安原字南御堰、字北御堰、字棧敷並びに今井字北大塚、字荒字並びに三河田字蛇場道並びに横和字十三部、字宮の上、字内屋敷並びに瀬戸字水無、字桜山並びに中込字土呂下、字清水、字下原並びに内山字土井口、字城下、字法観寺、字扇田、字松井並びに野沢字東野澤田、字西野沢田並びに三塚字前田、字宮添、字老町田、字石反並び

に平賀字長塚、字壱藪、字中堰、字川原田、字樋村、字塚田、字後家、字後家前、字落場並びに原字仁反田、字宮の木、字上川原並びに鍛冶屋字間之田、字新明前、字下羊田並びに高柳字於毛田、字膳棚並びに取出町字沖の宮並びに本新町字乱塔並びに跡部字七反、字孫次郎、字上町屋並びに小宮山字後澤並びに前山字大門下、字中川原並びに田口字大奈良、字山崎、字幸ノ神、字切合、字蛇島並びに三分字芝宮、字谷地、字北平塚並びに入澤字大道添、字大日川原並びに北川字見次並びに湯原字中島並びに中小田切字鶴巻、字壺丁田並びに常和字五反田並びに下小田切字滝川端、字反田地内において事業地を変更する。

生活排水課

長野県告示第154号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成25年3月25日

長野県知事 阿部 守一

1 施行者の名称

軽井沢町

2 都市計画事業の種類及び名称

軽井沢国際親善文化観光都市建設計画下水道事業 軽井沢町公共下水道

3 事業施行期間

昭和63年2月19日から

平成31年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和63年長野県告示第149号、平成7年長野県告示710号、平成9年長野県告示第120号、平成16年長野県告示第183号、平成20年長野県告示第174号の事業地に長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉字舟久保、字経塚、字米倉、字埴生、字三瀧、字安孫子、字熊沢、字大路下、字熊沢端、字三ツ俣、字中端、字芦原、字堰端、字上妻、字古宿、字谷地附、字下妻、字南條、字道上、字西川原、字中道端、字南原、字在原、字向原、字北原及び字杵掛道の区域を追加する。

生活排水課

長野県告示第155号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成25年3月25日

長野県知事 阿部 守一

1 施行者の名称

軽井沢町

2 都市計画事業の種類及び名称

軽井沢国際親善文化観光都市建設計画下水道事業 軽井沢町公共下水道

3 事業施行期間

平成8年8月8日から
平成31年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成8年長野県告示第608号、平成14年長野県告示第529号、平成17年長野県告示第299号、平成21年長野県告示第168号の事業地から、長野県北佐久郡軽井沢町大字追分字浅間山、及び字山道並びに大字長倉字大日向、字借宿、字西屋敷浦及び字野馬垣の区域を削除する。

生活排水課

長野県告示第156号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成25年3月25日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害警戒区域の名称

ハツ手1及びハツ手2

2 指定の区域

諏訪郡原村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県諏訪建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第157号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成25年3月25日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害警戒区域の名称

第四1、第四ア、中原、第四4、三組1、三組2、三組3、三組4、第一1、第一2、日向1、日向2、日向3、日向4、地頭、原組1、中山4、中山ア、中山南、小犬沢1、小犬沢2、原組2、上城、南郷、下組1、下組2、下組3、寺室1、黒川9、黒川越道、黒川ア、黒川イ、黒川7、黒川8、黒川南、戸台丸石、戸台1、戸台2、戸台3、第二、第三1、第三ア、丸山、下中尾ア、下中尾2、第一ア、第一3、第一4、第一5、北馬越北、北馬越2、北馬越1、古馬越北、琵琶窪1、琵琶窪2、馬越、古馬越ア、

古馬越3、下村1、下村2、小用ア、小用1、小用4、柏木、問倉、上村2ア、上村1-3、上村1ア、熊堂沢、粟沢1、粟沢2、粟沢3、宇津木1、宇津木2、上村3、田本ア、伊東1、伊東2、中部ア、中部2、岩入1、岩入2、岩入上1、岩入上2、前浦ア、霜村1、霜村2、桃ノ木及び小瀬戸

2 指定の区域

伊那市（旧長谷村）のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県伊那建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第158号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成25年3月25日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害警戒区域の名称

三共21、川田1、川田2、川田3、川田4、川田5、川田6、川田7、川田8、川田9、川田10、川田11、川田12、川田13、川田14、川田15、川田16、川田17、川田18、川田19、川田20、川田21、川田22、川田23、川田24、川田25、川田26、川田27、川田28、川田29、川田30、川田31、川田32、川田33、川田34、川田35、川田、川田39、御供1、御供2、御供3、御供4、御供5、御供6、御供、御供9、三共ア、三共4、三共5、三共6、三共7、三共8、三共9、三共10、三共11、三共12、三共13、三共14、三共15、三共16、三共17、大平1、大平2、三共18、大平3、大平4、大平5、大平6、三共イ、三共22、大那木1、大那木2、大那木3、大那木4、大那木5、大那木6、大那木7、大那木8、大那木9、大平12、大平13、大平14、大平15、中谷1、中谷2、中谷3、中谷4、中谷5、中谷6、中谷7、中谷8、中谷9、中谷10、中谷11、中谷12、中谷13、中谷14、中谷15、中谷16、中谷17、中谷18、中谷19、中谷20、中谷、千木1、千木2、千木3、千木4、千木沢橋北、深見1、深見2、阿南第一中学校西、阿南第一中学校北、阿南第一中学校東、阿南第一中学校南、深見3、深見4、深見5、深見6、深見7、深見8、深見9、深見10、正法寺、深見11、中谷23、中谷24、中谷25、中谷26、平久1、平久2、平久3、平久4、平久5、平久6、平久7、平久8、平久9、観音禪寺、平久10、平久11、平久14、平久12、平久13、平久観音堂、平久観音堂南1、平久観音堂南2、平久15、平久16、平久17、東平久1、東平久2、東平久3、東平久4、東平久5、東平久6、東平久7、東平久8、東平久9、東平久10、月ヶ島1、月ヶ島2、見名4、和知野3、和知野4、和知野5、和知野6、和知野7、和知野8、和知野9、和知野神社東、和知野10、和知野大橋東、西沢、和知野11、和知野12、和知野13、宮沢1、宮沢2、宮沢3、宮沢4、宮沢5、宮沢6、宮沢7、宮沢8、宮沢9、宮沢10、和合上1、和合上2、和合上3、和合上4、和合上5、和合上6、和合上7、和合上8、和合上9、和合上10、和合上11、和合上12、和合小学校上、和合小学校下、和合上13、和合上14、和合上15、和合上16、和合上17、寺村1、寺村2、寺村3、寺村4、寺村5、寺村6、

寺村7、寺村8、寺村9、本村1、本村2、本村3、本村4、木曾畑1、木曾畑2、木曾畑3、木曾畑4、木曾畑5、木曾畑6、木曾畑7、木曾畑8、木曾畑9、日吉1、日吉2、日吉3、日吉4、日吉5、日吉6、帯川1、帯川2、帯川3、帯川4、帯川5、帯川6、帯川7、帯川8、帯川9、巾川1、巾川2、巾川3、巾川4、巾川5、豊発電所、巢山1、巢山2、巢山3、巢山4、程野1、程野2、田代1、田代2、田代3、心川1、心川2、心川3、心川4、心川5、金谷1、金谷2、金谷3、鈴ヶ沢1、鈴ヶ沢2、鈴ヶ沢3、鈴ヶ沢4、鈴ヶ沢5、鈴ヶ沢6、鈴ヶ沢7、鈴ヶ沢8、鈴ヶ沢9、寺山1、寺山2、寺山3、寺山4、寺山5、寺山6、瑞光院、大村2、川尻1、川尻2、川尻3、川尻公民館、川尻4、栃洞1、栃洞2、砂田1、砂田2、砂田3、砂田4、砂田5、砂田6、本町1、本町2、本町3、荒木1、荒木2、荒木3、荒木4、荒木5、矢野1、矢野2及び大村1

2 指定の区域

下伊那郡阿南町のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県飯田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂 防 課

長野県告示第159号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成25年3月25日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

第四1、第四ア、中原、第四4、三組1、三組2、三組3、第一1、第一2、日向1、日向3、日向4、地頭、原組1、中山ア、中山南、小沢1、上城、下組1、下組3、寺室1、黒川9、黒川越道、黒川ア、黒川イ、黒川7、黒川8、黒川南、戸台丸石、戸台1、戸台2、戸台3、第二、第三1、第三ア、丸山、下中尾ア、下中尾2、第一ア、第一3、第一4、第一5、北馬越北、北馬越2、北馬越1、古馬越北、馬越、古馬越ア、古馬越3、下村1、下村2、小用ア、小用1、小用4、問倉、上村2ア、上村1-3、上村1ア、熊堂沢、粟沢1、粟沢2、粟沢3、宇津木1、宇津木2、上村3、田本ア、伊東1、伊東2、中部ア、中部2、岩入1、岩入2、岩入上1、岩入上2、前浦ア、霜村1、霜村2、桃ノ木及び小瀬戸

2 指定の区域

伊那市(旧長谷村)のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県伊那建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂 防 課

長野県告示第160号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成25年3月25日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

三共21、川田1、川田2、川田3、川田4、川田5、川田6、川田7、川田8、川田10、川田11、川田12、川田13、川田14、川田15、川田16、川田19、川田23、川田24、川田26、川田27、川田28、川田29、川田30、川田31、川田32、川田33、川田、川田39、御供1、御供2、御供3、御供4、御供5、御供、御供9、三共ア、三共4、三共6、三共7、三共8、三共9、三共10、三共11、三共12、三共14、三共15、三共16、三共17、大平1、三共18、大平3、大平4、大平5、大平6、三共イ、三共22、大那木1、大那木2、大那木5、大那木6、大那木7、大那木8、大那木9、大平12、大平13、大平14、中谷1、中谷2、中谷3、中谷6、中谷7、中谷8、中谷16、中谷17、中谷20、中谷、千木1、千木2、千木3、千木4、深見1、深見2、阿南第一中学校西、阿南第一中学校東、阿南第一中学校南、深見4、深見5、深見7、深見8、深見9、深見10、正法寺、深見11、中谷23、中谷24、中谷26、平久1、平久2、平久3、平久4、平久5、平久6、平久7、平久8、平久9、観音禪寺、平久10、平久11、平久14、平久12、平久13、平久観音堂、平久15、平久16、東平久2、東平久3、東平久5、東平久6、東平久7、東平久8、東平久9、東平久10、月ヶ島1、月ヶ島2、和知野3、和知野4、和知野5、和知野7、和知野8、和知野9、和知野神社東、和知野10、和知野11、宮沢1、宮沢2、宮沢4、宮沢5、宮沢6、宮沢7、宮沢8、宮沢9、宮沢10、和合上1、和合上2、和合上3、和合上4、和合上5、和合上6、和合上7、和合上8、和合上9、和合上10、和合上11、和合上12、和合小学校上、和合小学校下、和合上13、和合上15、和合上16、和合上17、寺村1、寺村2、寺村3、寺村4、寺村6、寺村7、寺村8、本村1、本村2、本村3、木曾畑1、木曾畑3、木曾畑4、木曾畑5、木曾畑6、木曾畑7、木曾畑8、木曾畑9、日吉2、日吉3、日吉4、日吉5、日吉6、帯川2、帯川3、帯川4、帯川5、帯川6、帯川7、帯川8、帯川9、巾川1、巾川2、巾川3、巾川4、巾川5、豊発電所、巢山1、巢山2、巢山3、巢山4、程野1、程野2、田代2、田代3、心川2、心川3、心川4、心川5、金谷1、金谷2、金谷3、鈴ヶ沢1、鈴ヶ沢2、鈴ヶ沢3、鈴ヶ沢4、鈴ヶ沢5、鈴ヶ沢6、鈴ヶ沢7、鈴ヶ沢8、鈴ヶ沢9、寺山2、寺山4、寺山5、寺山6、瑞光院、大村2、川尻1、川尻2、川尻3、川尻公民館、川尻4、栃洞1、栃洞2、砂田1、砂田2、砂田3、砂田4、砂田5、砂田6、本町1、本町2、本町3、荒木1、荒木2、荒木3、荒木4、荒木5、矢野1、矢野2及び大村1

2 指定の区域

下伊那郡阿南町のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県飯田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第161号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成25年3月25日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害警戒区域の名称

栃の木沢、鹿塩沢川1、鹿塩沢川2、鹿塩沢川3、荒神沢、夏刈沢、駒形沢、北の沢川、柿沢、中井沢、南沢、細久保沢、俵沢、小犬沢1、小犬沢2、宮沢、古垣外沢川、南郷沢川、熊沢、北の沢1、小原沢、山吹沢川、平沢、南荏畑沢、井戸上沢、沢吹沢川、伊東沢、麦沢、カラ沢川、小瀬戸谷、東風巻谷、大汀沢、粟沢川、山吹沢、熊堂沢、北沢、大平沢、倉沢川、北の沢2、古馬越沢1、中垣外沢、南の沢、松美屋沢及び北の沢3

2 指定の区域

伊那市（旧長谷村）のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県伊那建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第162号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成25年3月25日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害警戒区域の名称

神子谷沢1、神子谷沢2、神子谷沢3、鬼渡沢1、鬼渡沢3、鬼渡沢4、鬼渡沢5、鬼渡沢6、両窪沢、大雑沢、中谷沢、井戸入沢川、日吉沢、巾川2、巾川1、巾川3、宮沢、表沢、宮の沢、大月沢、滝沢、オンバ沢、古野沢1、古野沢2、下堅古の沢、穴洞沢、森脇沢、堂ノ沢、つが洞、荒木沢、込ノ入沢1、込ノ入沢2、アケビ沢、入川、井戸入沢、滝ノ入沢、小川沢、茅ヶ洞、瀬戸道沢1、瀬戸道沢2、瀬戸道沢3、瀬戸道沢4、高路沢、野口沢、宮川、矢野沢1、矢野沢2、矢野沢3、東沢及び大沢川

2 指定の区域

下伊那郡阿南町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県飯田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第163号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成25年3月25日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

栃の木沢、鹿塩沢川3、荒神沢、夏刈沢、駒形沢、北の沢川、南沢、細久保沢、俵沢、小犬沢1、小犬沢2、宮沢、古垣外沢川、南郷沢川、熊沢、北の沢1、小原沢、山吹沢川、平沢、南荏畑沢、沢吹沢川、麦沢、カラ沢川、小瀬戸谷、東風巻谷、粟沢川、山吹沢、北沢、大平沢、倉沢川、北の沢2、古馬越沢1、中垣外沢、南の沢、松美屋沢及び北の沢3

2 指定の区域

伊那市（旧長谷村）のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県伊那建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第164号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成25年3月25日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

神子谷沢1、神子谷沢3、鬼渡沢1、鬼渡沢3、両窪沢、大雑沢、中谷沢、井戸入沢川、日吉沢、巾川2、巾川1、大月沢、滝沢、古野沢1、古野沢2、下堅古の沢、穴洞沢、森脇沢、堂ノ沢、つが洞、込ノ入沢2、入川、井戸入沢、滝ノ入沢、小川沢、瀬戸道沢1、瀬戸道沢2、瀬戸道沢3、瀬戸道沢4、矢野沢1、矢野沢2、矢野沢3、東沢及び大沢川

2 指定の区域

下伊那郡阿南町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県飯田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県伊那建設事務所告示第1号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成25年4月8日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成25年3月25日

長野県伊那建設事務所長 原 明 善

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 伊那箕輪線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
上伊那郡南箕輪村字日光平9421番地先から 上伊那郡南箕輪村字日光平9425番の1地先まで	旧	7.4~41.6 m	0.1487 km
上伊那郡南箕輪村字日光平9421番地先から 上伊那郡南箕輪村字御前窪9419番の1地先まで	新	19.4~41.6 m	0.0588 km

道路管理課

長野県木曾建設事務所告示第1号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成25年4月8日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県木曾建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成25年3月25日

長野県木曾建設事務所長 白 田 敦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 256号
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
木曾郡南木曾町吾妻1747番の23地先から 木曾郡南木曾町吾妻1747番の11地先まで	旧	10.6~69.4 m	0.7300 km
同 上	新	27.0~69.4 m	0.7300 km

道路管理課

長野県長野建設事務所告示第3号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成25年4月8日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成25年3月25日

長野県長野建設事務所長 赤 羽 敏 雄

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 信濃信州新線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
長野市鬼無里日影字萩之峯3469番の1地先から 長野市鬼無里日影字よこまくり3256番の1地先まで	旧	4.6~12.0 m	0.3250 km
		14.0~52.0 m	0.3107 km
同 上	新	14.0~52.0 m	0.3107 km

道路管理課

長野県北信建設事務所告示第1号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成25年4月8日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成25年3月25日

長野県北信建設事務所長 小 林 睦 夫

- 1 路線名 292号
- 2 供用を開始する区間
飯山市大字旭字川下8080番の1地先から
飯山市大字旭字川下8089番のロの1地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成25年3月25日

道路管理課

長野県教育委員会告示第1号

文化財保護条例(昭和50年長野県条例第44号)第4条第1項及び第30条第1項の規定により、次のとおり長野県宝、長野県史跡及び長野県天然記念物に指定します。

平成25年3月25日

長野県教育委員会

- 1 長野県宝に指定する文化財

名 称	員数	所 在 地	所有者の名称
柳沢遺跡出土品	212点	千曲市屋代260-6 (長野県立歴史館)	長野県

文化財・生涯学習課